

第18回さいたま市総合振興計画推進本部会議

次 第

日 程 令和6年9月2日（月）11:00～11:15
場 所 政策会議室・各執務室

1 開 会

2 議 題

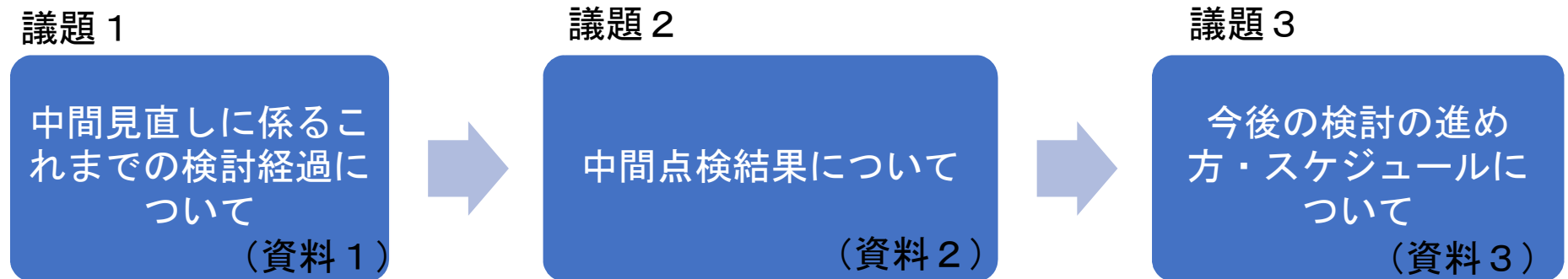
- ・ 中間見直しに係るこれまでの検討経過について
- ・ 中間点検結果について
- ・ 今後の検討の進め方・スケジュールについて

3 閉 会

【配付資料】

- ・さいたま市総合振興計画推進本部会議名簿
- ・資料1 中間見直しに係るこれまでの検討経過
- ・資料2 中間点検結果（全体版・概要版）
- ・資料3 今後の検討の進め方・スケジュール

本日の目的



- 令和 6 年 1 月 16 日開催の第 17 回さいたま市総合振興計画推進本部会議で御確認いただいた、基本計画において定める中間見直しの検討の進め方を踏まえ、基本計画の中間点検を実施しました。
- 本日は、「中間点検の結果」（概要版・全体版）及び「今後の検討の進め方について」について、お諮りするものです。
- また、「中間点検の結果」（概要版・全体版）について、9 月定例会において報告してよろしいかについてもお諮りします。

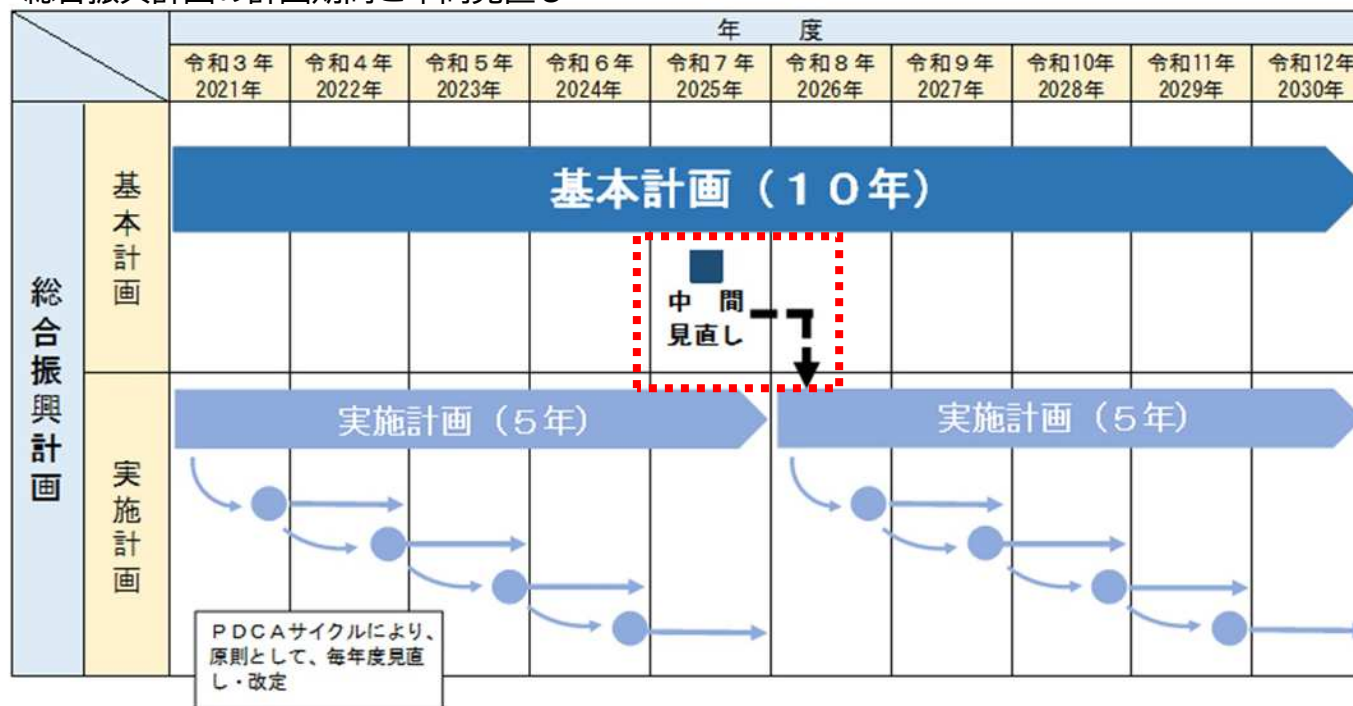
中間見直しに係るこれまでの検討経過について①

資料 1

■中間見直しの趣旨

- 「さいたま市総合振興計画基本計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、効果的・効率的に取り組むため、計画期間の中間期に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく中間見直しを行うことを定めている。これを踏まえ、計画の中間期にあたる令和7年度に中間見直しを行うもの。

総合振興計画の計画期間と中間見直し



中間見直しに係るこれまでの検討経過について②

資料 1

■基本的な考え方

- 計画策定後の社会経済状況の変化や、各分野における施策・事業の進捗状況等を踏まえ、各章の政策ごとに中間点検を実施する。
- また、令和5年さいたま市議会12月定例会において議決された、基本計画改定において示された、新庁舎整備等に伴う全市的な都市づくりの方向性を踏まえ、基本計画第4部に定める「各区の特性と将来像」への影響についても、調査・検討する。
- 各分野における中間点検の結果及び「各区の特性と将来像」への影響を踏まえ、基本計画の見直しを行う。

■見直しの範囲

- 基本計画全体 ※「将来都市像」、「都市づくりの基本理念」、「計画体系」は、基本計画の骨格に相当する部分のため、中間見直しの対象には含めない

基本計画の構成

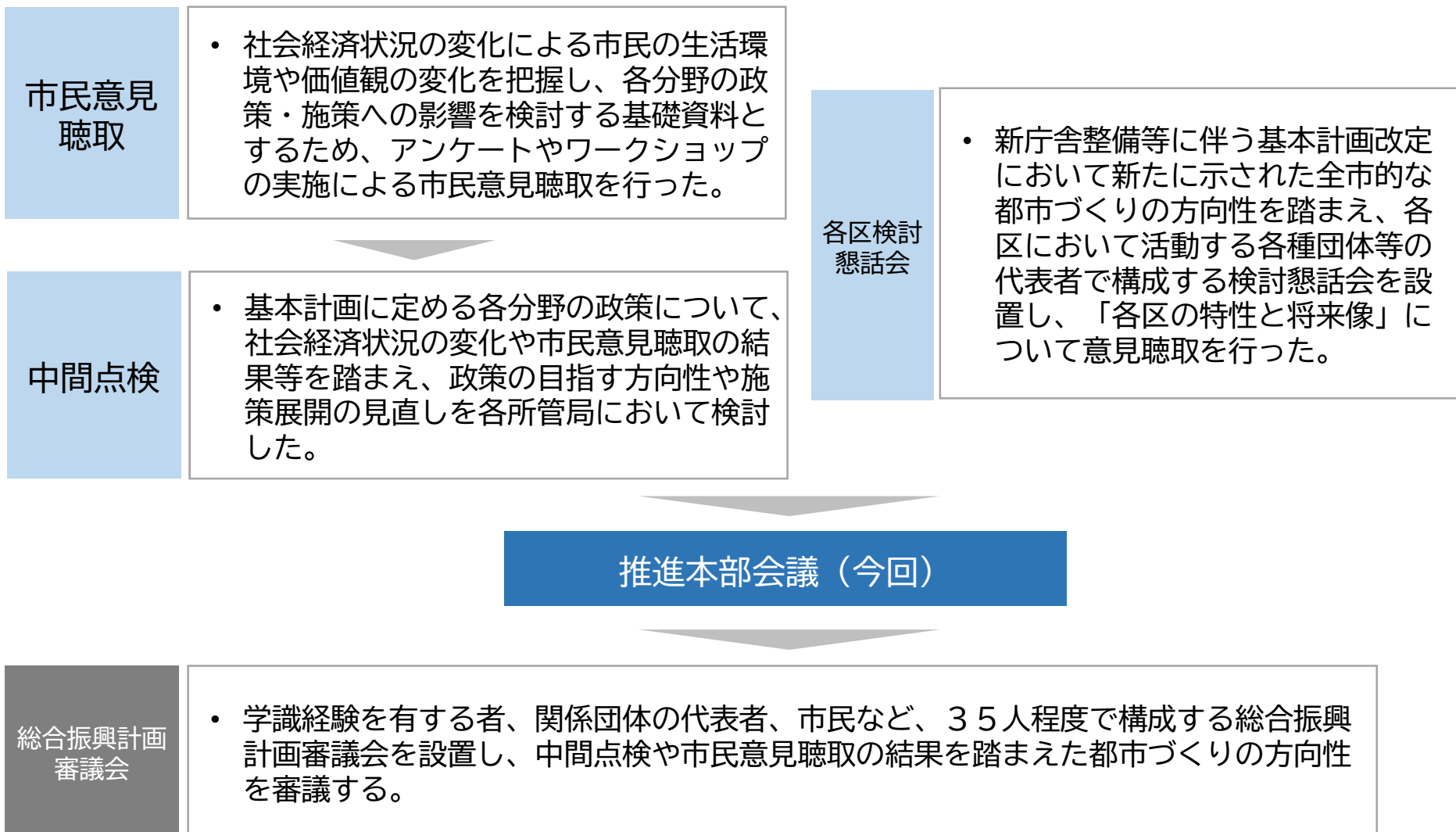
第1部	第1章 都市づくりの目標	- 計画策定の目的 - さいたま市のこれまでの歩み - 将来都市像 ※見直し対象外 - 都市づくりの基本理念 ※見直し対象外	第2部	第1章 計画体系	- 策定の基本的な視点 - 計画の構造と期間 - 計画の進行管理 ※見直し対象外		
	第2章 人口と財政の状況	- 人口の現状分析 - 目指すべき将来の方向と人口の将来展望 - 財政状況		第2章 さいたま市の魅力と取り組むべき課題	- 後期基本計画における主な取組状況 - さいたま市の魅力 - さいたま市を取り巻く環境変化への対応 - 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進		
	第3章 将来都市構造	- 将来都市構造の基本的な考え方 - 将来都市構造を構成をする要素 - 土地利用の基本方針		第3章 重点戦略	- 重点戦略の基本的な考え方 - まち・ひと・しごと創生との関係 - 重点戦略1 重点戦略2		
第3部	各分野の政策と施策		第4部	各区の特性と将来像		第5部	質の高い都市経営の実現

中間見直しに係るこれまでの検討経過について③

資料 1

■見直しの進め方

- 市民意見聴取の結果も踏まえ、庁内での自主的な点検として中間点検を実施した。今後は審議会へ諮問のうえ審議いただく予定。



- 中間点検結果について、各分野に共通するものとして、「人口動態」、「経済動向」、「デジタル化」、「新型コロナウイルス感染症」、「気候変動」に分類した。

概要

①	人口動態	本市の令和32年までの将来人口について、新たな社人研推計が示された。これまでの推計と比べ、総人口のピークが5年後ろ倒しとなり、少子高齢化や生産年齢の減少は若干緩やかとなったものの、トレンドに変わりはないため、将来の人口減少等を見据えた持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。
②	経済動向	マイナス金利政策の解除、物価上昇や労働力不足等、経済動向の変化に対応しながら、施策を推進していく必要がある。
③	デジタル化	社会全体におけるデジタル化の急速な進展を踏まえ、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保しながら、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現を目指していく必要がある。
④	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となったことで、経済活動が再開し、人流も回復した。影響は広範囲にわたるため、各分野においてコロナ禍後の変化に対応しながら施策を推進していく必要がある。
⑤	気候変動	気候変動による異常気象・自然災害は年々、頻発・激甚化しており、市民生活に深刻な影響をもたらす危険性がある。市民・事業者・行政の連携・協力のもと、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、温室効果ガスを抑制するための緩和策を推進していく必要がある。併せて、気候変動に伴う被害の防止や軽減を図る適応策に取り組んでいく必要がある。

※その他、各分野でも社会経済状況の変化、施策の進捗、法改正等の動向を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。

- 本市の令和32年までの将来人口について、新たな社人研推計が示された。これまでの推計と比べ、総人口のピークが5年後ろ倒しとなり、少子高齢化や生産年齢人口の減少は若干緩やかとなったものの、トレンドに変わりはないため、将来の人口減少等を見据えた持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

	基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1 総人口のピーク	令和12年頃をピークに持続的な人口減少局面を迎えるとのこれまでの推計に対し、総人口のピークが、令和12年頃の131.8万人から令和17年頃の136.5万人へ、5年後ろ倒しとなった。	- ピークは後ろ倒しとなったが、将来の人口減少を見据え、持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。 - 人口構造の変化に伴う課題解決等に当たっては、先進技術を取り入れ、単に直面する課題に対処するだけでなく、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高め、経済発展と社会的課題の解決の両立を図っていく必要がある。
2 高齢者人口の増加	- 令和7年の高齢化率は25.7%、後期高齢化率は15.4%とのこれまでの推計に対し、令和7年の高齢化率は23.9%、後期高齢化率は14.2%と高齢化率等の上昇幅が若干緩やかになっている。 - 高齢化率等は緩やかになったものの、令和22（2040）年には、高齢者人口が40万人を超え、高齢化率も29.6%と、市民のほぼ3人に1人が高齢者という状況となる。	高齢者が生き生きと活躍できるよう、社会参加や生涯学習などに意欲や熱意をもって取り組める環境をつくるとともに、医療、介護、住まいなどの支援体制を一体的に整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていく必要がある。
3 生産年齢人口の減少	- 令和7年頃をピークに減少に転じ、令和27年頃に約70.4万人まで減少とのこれまでの推計に対し、令和7年頃をピークに減少に転じ、令和32年頃に約76.1万人まで減少と見込まれている。 - 減少幅が多少緩やかとなったものの、生産年齢人口の減少というトレンドに変わりはない。	生産年齢人口の減少を緩やかにするとともに、これまで働く意思がありながらも様々な制約により就労していなかった女性や、高齢者、障害者等の就業機会を促進していく必要がある。
4 年少人口の減少	- 合計特殊出生率は横ばいの傾向、出生数については減少傾向であったが、直近では、0～14歳の転入数が9年連続で全国一位となっているものの、出生数や合計特殊出生率はいずれも低下している。 - これまでの推計では、年少人口は平成27年の約16.5万人から令和27年の14.5万人まで減少することを見込んでいたが、年少人口は令和2年の約16.9万人をピークに減少に転じ、令和32年頃に約14.7万人まで減少する見込となっている。	- 少子化対策などの「人口の自然増」に関する施策と、若い世代の人口流入と定住化による「人口の社会増」を促す施策を進めていく必要がある。 - 安心して妊娠・出産ができ、子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制を推進し、子育てしやすい環境をつくっていく必要がある。

※本市の人口ビジョンについても、国の長期ビジョンも勘案しつつ、見直しを検討していく。

- マイナス金利政策の解除、物価上昇や労働力不足等、経済動向の変化に対応しながら、施策を推進していく必要がある。

	基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1 マクロ経済の動向	- 日本銀行が金融政策の枠組みを見直し、マイナス金利政策が解除された。 - 消費者物価上昇率は、令和5年秋以降2%台で推移している。 - 物価上昇率を考慮した賃金の伸びは、パート時給は令和5年年央からプラス、フルタイム労働者の月給もマイナス幅は縮小している。	- 市債借入金利の上昇に伴う利払費の増加が見込まれる。また、インフレ・物価高騰により、歳出の増加のほか、都市基盤整備等の進捗にも影響が出る可能性がある。 - そのため、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的で効率的な財政運営を進めることがより一層必要となる。
2 労働力不足	- 時間外労働の上限規制により、建設業・ドライバー・医師等の労働力不足の深刻化が懸念される。有効求人倍率は、建設、介護、自動車運転等で2倍を超え人手不足感が高い。 - 企業の人手不足感が高まるなか、転職市場が拡大し、それに伴う人材獲得競争が激化している。 - 外国人労働者は令和5年10月時点で約205万人（全雇用者の3.4%）まで増加している。	- 生産年齢人口のうち専業主婦や無業の若者、セカンドライフの充実のために働く場を求めている高齢者などの潜在労働力の就労促進、従業員確保のための働き方改革などの待遇改善の取組や、AIの活用などによる省力化や生産性向上を図ることで、企業の人手不足を解消していくことが求められている。 - 今後増加が見込まれる外国人労働者を含め、世代・状況に応じた就労支援を実施するとともに、人手不足が深刻な中小企業等の人材確保のため、就労・職場定着に資する支援に取り組んでいく必要がある。 - 市民の日常生活における移動手段の確保に向け、デマンド型の交通など、ICTの活用により地域の公共交通を強化し、地域特性に配慮した持続可能な公共交通ネットワークの実現を図る
3 働き方の変化	- 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、産後パパ育休制度の創設など、令和元年度から働き方改革関連法が順次施行された。令和6年5月にも育児・介護休業法の改正が行われている。 - テレワークといった柔軟な働き方が普及・定着するなど、多様な働き方への取組が進んでいる。	フレックス勤務やテレワークなどの柔軟な働き方の普及や、ニーズに応じた就労支援の充実など、労働環境の変化に対応する施策を推進していく必要がある。

- 社会全体におけるデジタル化の急速な進展を踏まえ、地域社会のデジタル化を推進し、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保しながら、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現を目指していく必要がある。

	基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1 社会全体のデジタル化の進展	令和3年6月にデジタル改革関連法が成立・公布され、同年9月にデジタル庁が発足。国民の利便性向上、官民の業務効率化、最大限のデータ利活用などの社会全体のデジタル化に向けた取組をさらに推進し、安全・安心を前提とした「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指している。	- 行政に対する市民のニーズも急速に変化していくと考えられることから、行政の様々な業務だけでなく、地域社会もデジタルを活用して新しい時代に対応していく必要がある。 - また、誰もが安全・安心にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、情報格差（デジタルバйд）の解消を図り、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会を実現することが必要。
2 「地域社会DX」の推進	国は令和2年12月「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定。「自治体DX」による住民利便性向上に加え、業務改革により人的資源を最適配分することで、政策立案能力の向上を図ること、同時に「地域社会DX」により地域の担い手不足等をはじめとする地域課題解決の促進が必要としている。	- 市民の暮らしや産業分野のデジタル化を一体的・加速度的に推進し、市民の生活の質の向上や地域経済の活性化、新たな付加価値の創出につなげていく必要がある。 健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ等の市民の暮らしに密着した分野、中小企業支援等をはじめとする産業分野において、デジタル技術の導入を促し、地域社会における課題解決やデータ集積を推進していく必要がある。

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更となったことで、経済活動が再開し、人流も回復した。影響は広範囲にわたるため、各分野においてコロナ禍後の変化に対応しながら施策を推進していく必要がある。

		基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1	医療	- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に感染症対策に関する各法律が改正され、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制等の整備が法制化された。 - 本市でも感染症の予防のための施策の実施に関する「さいたま市感染症予防計画」を新たに策定し、感染症危機に備えて体制強化を図ることとしている。	有事における保健・医療提供体制の強化を見据え、平時から市としての人材育成や関係機関との連携強化等に努めていく必要がある。
2	経済	- 経済活動の正常化に伴い、国の支援策が、コロナ関連対策から経営改善・再生支援に重点を置いた支援へ移行した。 - 感染症の影響により、完全失業率及び有効求人倍率の数値は悪化したが、令和3年以降、経済社会活動が徐々に活発化する中で、完全失業率、有効求人倍率は改善してきており、雇用情勢は持ち直している。 - 感染症の影響により、中小企業の売上高は落ち込んでいたが、感染症の5類移行に伴う需要回復を受けて、売上高が回復している一方で、人手不足は深刻化している。	- アフターコロナでの創業機運の高まりから、創業件数は増加傾向となっており、事業者の経営力を高めるとともに、創業の後押しとなる支援体制を強化する必要がある。 - 新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会経済状況の変化にも対応できるよう、企業の経営改善・経営力強化をより一層支援していく必要がある。
3	観光・人流	- 令和5年の年間訪日外客数は、4月の水際措置撤廃以降、右肩上がりでの急回復を遂げ、単月では10月に初めて令和元年同月比100%を超えた。また、年間累計では令和元年比78.6%と8割程度まで回復が進んでいる。 - 感染症の影響で都心地区の駅（大宮駅・さいたま新都心駅、浦和駅）を中心に乗降客数が減少したが、その後回復傾向にある。	本市においても入込客数の一時的な減はあったものの、現在は回復基調にあるため、本市の観光資源を生かし、引き続き各事業を推進していく必要がある。
4	ライフスタイル（デジタル化）	テレワークやオンライン会議等、多様な働き方が進展したほか、日常生活においても電子決済、オンライン学習など、非接触・非対面のライフスタイルが進展した。また、様々な分野でAIの活用も進んでいる。	多様化する市民ニーズや新しいライフスタイルに対応するため、窓口に係る一連の手のデジタル化を進め、電子申請等の利用を推進していく必要がある。
5	地域活動	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民活動団体の活動自粛・制限があった事で、休眠状態の団体と活動再開した団体との二極化が顕著になっている。	市民活動の活性化を図るため、運営支援、地域人材の育成や交流促進等、自主的な活動に対する支援の充実に取り組んでいく必要がある。
6	安全安心	新型コロナウイルスに伴う行動制限の緩和や解除による人流増加により、刑法犯認知件数が令和4年以降微増傾向にある。	街頭犯罪の割合は依然として高く、関係機関と連携しながら、地域における防犯活動を支援していく必要がある。

- 気候変動による異常気象・自然災害は年々、頻発・激甚化しており、市民生活に深刻な影響をもたらす危険性がある。市民・事業者・行政の連携・協力のもと、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、温室効果ガスを抑制するための緩和策を推進していく必要がある。併せて、気候変動に伴う被害の防止や軽減を図る適応策に取り組んでいく必要がある。

	基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1 温暖化対策	- 国は、地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画等を新たに策定。 - 令和6年5月には、次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会が発足するなど、次世代型太陽電池の社会実装に向けた動きが加速化している。 - 本市は、令和4年4月、脱炭素先行地域に選定された。	2030年度までに温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比「51%以上」とし、2050年度温室効果ガス排出実質ゼロ、ゼロカーボンシティの実現に向けては、さらなる取組が必要。 - 脱炭素先行地域事業を着実に推進していくことを位置付けるとともに、次世代型太陽電池の実用化に向けた公共施設への導入も検討していく。
2 自然災害	- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、令和3年5月に流域治水関連法が公布された。 - 令和元年東日本台風により顕在化した課題を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が見直された。また、近年の豪雨災害など災害の激甚化・頻発化を背景に、災害に対する警戒感が高まっている。 - 国は、令和5年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を新たに策定。流域治水の推進や雨水貯留・浸透施設の整備など自然の機能を活用した防災機能の向上等の取組を推進していくことが位置付けられている。	- ハード対策として、河川の改修や調節池及び雨水管・雨水貯留施設等の整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設の設置、透水性舗装などによる雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進する必要がある。 - また、緑地及び農地の保全による雨水流出の抑制、まちなかにおける雨水浸透及び保水機能の向上等、緑を生かした災害リスクの軽減を図っていく必要がある。 「流域治水」の考え方に基づいて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進していく必要がある。 - 併せて、市民が自ら判断して安全なうちに避難を行えるよう、ハザードマップの周知等を通じた意識啓発などのソフト対策を推進していく必要がある。
3 健康	- 気候変動適応法が改正され、令和6年4月より、熱中症特別警戒アラートの運用、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定が開始された。 - 熱中症による救急搬送人員は近年増加傾向であり、猛暑の影響による救急需要の増加が危惧される。	- 熱中症に関する市民・事業者等への普及啓発・注意喚起等を強化していく必要がある。 - 救急需要の増加に応じた救急体制を確保する必要がある。

		基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
1	人権	- 令和5年6月に「LGBT理解増進法案」が成立し、性自認の多様性をはじめ、社会全体として多様性の意識が高まっている。 - 令和6年4月に、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例が施行された。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行された。	- 性別・性自認・性的指向、国籍等を含めあらゆる差別や偏見に取り組んでいく必要がある。 - また、防災分野では、多様性やジェンダーなどに配慮した避難支援を新たに位置づけて取り組んでいく。
2	3Rの取組	プラスチック資源循環法の施行等、プラスチック使用製品廃棄物の分別の取組が強化されている。	- プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知していく必要がある。 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する啓発や、近年新たな課題となっているプラスチックごみ、食品ロスの削減に向けた施策を推進するとともに、民間事業者との連携も含め、安定的なごみ処理体制を確保することで、環境に配慮した循環型都市の実現を目指していく必要がある。
3	生物多様性	第6次環境基本計画において、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）とする国際的な目標達成のため、海域と陸域の30%以上を保全（30by30）する取組を開始。	- 多様な生きものの生息場所や市民が水辺や生きものとふれ合うことのできる場を創出することで、生物多様性の保全を推進し、30by30の目標達成への貢献とネイチャーポジティブの実現を目指していく必要がある。 - 生物多様性の保全の更なる推進に向けて、陸域の保全拡大に向けて取り組むとともに、市内企業に対してもネイチャーポジティブ経営への移行を推奨し、民間が主体となって積極的に取り組む意識を醸成していく必要がある。
4	地域と家庭の状況変化	- 子どもから大人まで、住民自らが地域の担い手として地域運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に求められている。 - 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等によって、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支えることが期待されている。	- 全ての人が学びを活かして、地域社会の担い手となり活躍できる社会の構築に取り組んでいく必要がある。 - また、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の地域の担い手としての成長を地域総がかりで支えていることが必要。
5	教育的ニーズの多様化	特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数のほか、不登校等児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にある。	インクルーシブ教育やいじめ、不登校等への適切な対応等、子どもたち一人ひとりのニーズに応じたよりきめ細かな支援体制の構築と、より良い学習環境や居場所を整備していく必要がある。

基本計画策定以降の変化（例）		対応の方向性（案）
6	教員の働き方改革 ・教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加しており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっている。 ・全国的な少子化や教職員のなり手不足により、教員採用選考試験の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とした、採用倍率の低下など、教員不足といった課題が生じており、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められている。	・学びに関する高度専門職である教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校が働きやすさと働き甲斐を両立できる職場環境となるよう整備していく必要がある。
7	交通事故・犯罪 ・交通事故件数は、平成22年をピークに減少傾向にある。また、交通事故による死傷者も、交通事故件数の減少に伴い、減少傾向にある。死者数においては、昭和39年以降、令和5年は過去最低であった。 ・刑法犯認知件数は令和3年に6,827件と最小となったが、令和4年には7,113件と微増に転じている。内訳では自転車盗が1,795件で全体の約25%を占めていることから、コロナ禍に伴う状況の変化により、外出する人が増加したことに伴い刑法犯認知件数が増加したものと考えられる。	・交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要がある。 ・市民の身近なところで起きる街頭犯罪の割合は高くなっており、関係機関と連携しながら、地域における防犯活動を支援していく必要がある。
8	消費者トラブル ・インターネットを通じた消費者取引は複雑・多様化し、インターネット利用率の増加に伴い消費者トラブルも増加していると思われ、本市の消費相談件数は増加傾向にある。	・消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等の関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組んでいく必要がある。
9	認知症 ・令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行。地方自治体には、従前の保健・医療・福祉の提供体制の充実に加え、認知症の人の尊厳や意向に配慮した「共生」に関する多様な取組（認知症バリアフリー、社会参加支援、多様な主体との連携）がより一層求められている。	・地域の多様な主体の参入を促進することで、様々な課題の解決に向けて互いに幅広く支え合うことができる地域づくりを進めていく必要がある。
10	包括的な相談支援体制の整備 ・地域力の低下と複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を目的として、令和3年4月施行の改正社会福祉法において重層的支援体制整備事業が創設された。また、孤独・孤立対策推進法が施行されたほか、本市ではケアラー支援条例を制定。	・福祉の複合的な課題を抱えている方等の相談を受け止める包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域の多様な主体のつながりの醸成によりソーシャルキャピタルを高め、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する必要がある。

基本計画策定以降の変化（例）		対応の方向性（案）
11	アクセシビリティ	障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行された。
12	こどもまんなか社会	全ての人が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、これまでのユニバーサルデザインの視点だけでなく、障害の特性に応じたアクセシビリティの視点も取り入れ、環境の整備を推進していく必要がある。
13	グリーンインフラ	- 国では、令和5年9月に「グリーンインフラ推進戦略2023」を新たに策定し、グリーンインフラの目指す姿や、取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指している。 - ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、さらにはWell-beingの向上等について統合的な取組が求められる中で、自然環境の有する機能を活用するグリーンインフラへの期待が高まっている。
14	自然災害	- 近年の大規模地震、豪雨災害など災害の激甚化・頻発化や切迫を背景に、災害に対する警戒感が高まっている。 - 令和6年1月に能登半島地震が発生し、最大震度7の揺れが観測された。また、本市においても令和5年6月に発生した台風第2号において、本市に土砂災害警戒情報が発表され、床上浸水、道路冠水等の多くの被害が発生した。

全ての人が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、これまでのユニバーサルデザインの視点だけでなく、**障害の特性に応じたアクセシビリティの視点も取り入れ、環境の整備を推進していく必要がある。**

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行うため、こどもを権利の主体と捉え、こどもへの意見聴取、こどもの社会参画の推進など、こどもまんなかの理念に基づいた取組を進める必要がある。

街なかの回遊性・滞在の快適性、地域イメージの向上のため、公民連携等により都市部における緑化を推進し、まちのにぎわいの起点となる交流の場や市民の憩いの場を創出するとともに、緑を生かした災害リスクの軽減を図るなど、グリーンインフラの取組を推進していく。

本市の内外を問わず実災害から得られた教訓を生かしながら、防災対策の不断の見直しを行う必要がある。**令和6年能登半島地震についても、政策に及ぼす影響等の検討のうえ対応を検討していく。**

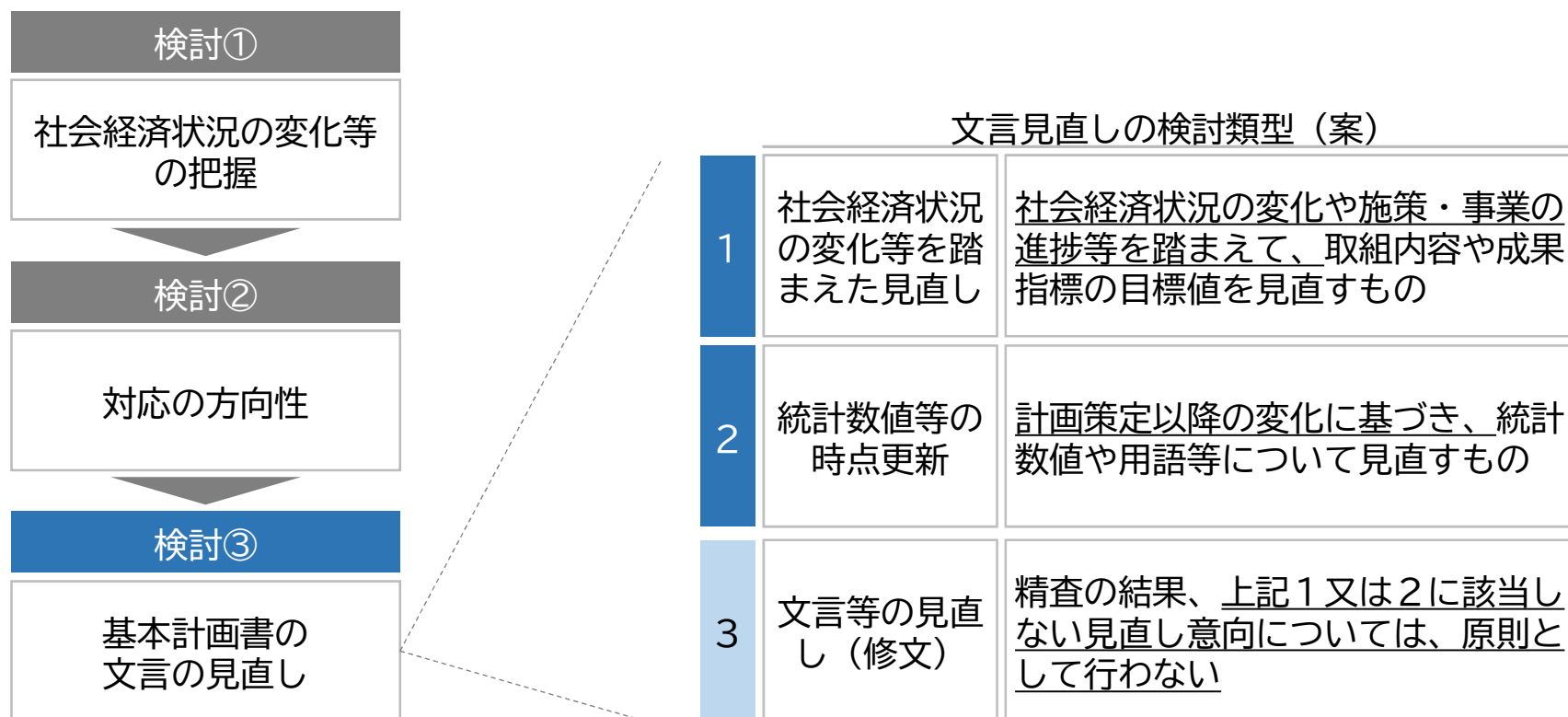
「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっている。

		基本計画策定以降の変化（例）	対応の方向性（案）
15	救急体制	救急需要は、令和2年から令和5年にかけて3年連続で増加傾向にあり、令和5年の救急需要件数は過去最多となった。	近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急を始めとする消防需要は増加傾向にあり、市民の安全・安心を守るため、盤石な消防・救急体制を構築していく必要がある。
16	地方自治法改正	- DXの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題がある中、第33次地方制度調査会では、国と地方公共団体の間や地方公共団体相互間の役割分担、関係について審議された。 - この第33次地方制度調査会の答申を受け、「国の地方公共団体に対する補充的な指示」を含む地方自治法の改正が行われた。	今後訪れる人口構造等の変化がもたらす課題に対しては、総合的に対応する基礎自治体である本市の役割は大きく、首都圏に位置する指定都市として、都県市、指定都市、他市町村との連携を進め、積極的に広域行政を推進する必要がある。

今後の検討の進め方・スケジュールについて

資料3

- 中間点検結果に基づき、基本計画の具体的な文言の検討を行う前提として、検討①計画策定以降の社会経済状況の変化等の把握、検討②対応の方向性について整理。
- 今後は、今回の整理を踏まえて、文言見直しの検討類型（案）に基づき、基本計画書における具体的な文言の検討を進めていく。



今後の検討の進め方・スケジュールについて

資料3

工程		
令和6年	5月～6月	市民意見聴取（市民アンケート・ワークショップ）
	6月～7月上旬 7月	庁内中間点検 各区検討懇話会
	<u>9月2日（月）</u>	<u>総合振興計画推進本部会議</u>
	9月定例会 10月上旬	議会報告（中間見直し検討状況） 総合振興計画審議会 諮問・審議 ※各分野等の検討に当たっては部会（所管局出席）を開催予定
令和7年	1月	総合振興計画審議会 答申 次期実施計画検討開始
	2月	議会報告（答申報告）
	6月	議会報告（素案） パブリックコメント
	9月	議案提出（基本計画）
	12月	議会報告（次期実施計画素案）
令和8年	3月	計画書配布